

令和3年第20回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年10月22日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委員 中 田 尚 代  
同 委員 坂 口 節 子  
同 委員 高 柳 誠  
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

(1) 議案第79号 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

2 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕  
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和2年度決算特別委員会および令和3年度予算特別委員会における質問項目について
- ② 令和4年度に向けた練馬区立学童クラブおよび練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定等について
- ③ その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 11時13分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司

同	学校教育支援センター所長	小	野	弥	生
	こども家庭部長	小	暮	文	夫
	こども家庭部子育て支援課長	山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	柳	下	栄	
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太

教育長

ただいまから令和3年第20回教育委員会定例会を開催する。

教育振興部長

教育長、教育振興部長である。

教育長

教育振興部長どうぞ。

教育振興部長

本日、光が丘図書館長については、所用のため欠席させていただいている。よろしく  
願います。

教育長

本日は、傍聴の方が1名いらっしゃっている。  
それでは、案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、議案1件、協議2件、教育長報告2件である。

(1) 議案第79号 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育長

初めに、議案である。議案第79号、練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則  
についてである。

前回、協議をいただいた件について、議案として提出させていただいている。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

ただいまの議案について、ご質問等があれば願います。

仲山委員

第3条の2の3の中に、「映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信  
により教育長および委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると教育長が認  
めたときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる」という記載  
があるが、これは、どういう形でも構わないのか。

例えば、今回想定していることは、決まったタブレット端末を使用し、話をするこ  
とになっているが、それがうまくいかなかったときには、途中、ラインの音声通話あるい

は電話などでも、会議に出席したとみなすことは可能なのか。決まったタブレットでないと駄目なのかということについて質問である。

教育総務課長

ただいまのご質問は第3条の2の第3項についてであると思うが、これについては、私どもも、様々な会議をオンラインでやっているが、音声は聞こえるが、映像が一時的に切れてしまう、または数秒遅れて動くなど、映像の送受信ができなくなる場合がある。

そういった場合の規定であり、万が一、音声も使えなくなった場合については、ラインや電話などという形になると、全員が同時に意見を聞くことができないという状態になるので、それは会議に出席したとみなすことはできない。その場合は、会議は一旦中断などの対応になると思う。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにあるか。

それでは、ご質疑がないようであれば、ここでまとめさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

議案第79号については、承認とすることよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。それでは、議案第79号については承認とする。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 令和2年度決算特別委員会および令和3年度予算特別委員会における質問項目について
- ② 令和4年度に向けた練馬区立学童クラブおよび練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定等について
- ③ その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件のご報告を申し上げます。  
それでは、報告の①番について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。

従来から、教育委員会の所管する予算額は非常に大きい。昨年度の決算については、区民に1人10万円という特別定額給付金が、区の予算として750億円ほどあったため、それが多かったが、それを除くと、教育委員会所管の予算額は、区の全体の予算の大体3分の1強を占めている。そういう関係もあり、予算の審議、決算の審議は、別々の日に行われている。

まず、資料2の1ページから3ページまでが10月5日に行われた決算特別委員会の教育費に関する質問内容である。

4ページから6ページまでが、翌日の10月6日に行われた決算特別委員会のこども家庭費、こども家庭部に関する質問内容である。

その後、これは全庁的な決算に関わることであるが、2日間にわたって、全款補充質疑がある。それに関する質問内容が7ページと8ページに記載されている。これは、教育委員会だけではなく、ほかの部局の審査も、この全款補充質疑の中で受けている。

8ページの下段のほうであるが、9月22日に、補正予算に関する予算特別委員会があり、それに関する質問内容が記載されている。補正予算は10月にもあったが、それはコロナ関係の健康部を中心とした予算であるため、教育委員会に関するご質疑はなかった。

全体で、8ページにわたっている。項目ごとに所管の部局が分かれているので、もしよろしければ、ご質疑についても、1ページから3ページまで、4ページから6ページまで、7ページから8ページまでということで分けて、ご質疑を頂戴したいと思うが、

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、まず、教育振興部の所管予算の1ページから3ページまで、教育費についてであるが、何かご質問等があればお願いをする。

仲山委員

幾つかあるが、まず、1ページ目の27) 図書購入費における来年度予算の増額検討についてである。

やはり、今、インターネットが盛んになっており、そこで情報を得ることが多いと思うが、図書というのは、それとは全く違う利点があって、絶対に必要だと思う。

この増額検討の質問について中身をもう少し詳しく教えていただきたい。

学務課長

図書購入費における来年度予算の増額検討についてだが、ご質問の趣旨は、昨年度の決算または今年度の予算が減少しているという中で、子供たちの学びの機会といったものを保障するためにも、図書の購入については、増額を検討してもらいたいという内容であった。

教育委員会としては、学校図書館の蔵書数については、国の図書標準において、必要な本の蔵書数が決められており、練馬区はこの標準数を満たしているため、今後も引き続き、蔵書数は堅持していくという考えである。

また、それ以外にも、区立図書館の蔵書の活用で、引き続き、学校図書の充実に努めるという考えである。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

もう一点、よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

引き続きで、恐縮である。

2ページの47) 教員全体の指導力向上についての内容を教えてほしい。

教育指導課長

特別支援学級の教員の数や免許保有率からご質問をいただいた中で、教員全体の特別支援教育に関する資質向上、指導力の向上については、どのような様子になっているかというご質問をいただいた。

そこで、私どもとしては、現在行っている特別支援教育に関する研修の状況をお伝え申し上げた。様々な研修を学期中、あるいは長期休業中に行っており、そのほかにも、特別支援学級においては、研究の発表会なども行っているという実態についてお伝えした。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにあるか。

坂口委員、どうぞ。

坂口委員

多くの質問項目を一つずつ、全てお答えになったと思うと、皆さんの大変なご努力を感じる。

資料2に記載の内容のうち、項目名だけでは曖昧であり、何を聞きたかったのか分からなかった部分について、いくつかお尋ねしたい。

まず、1ページ目の2)学校における主権者教育の取組についてである。私は、子供でも、一人ずつ、人権があり、主権があるのだという教育を、どのように行ったのかという質問かと思ったがいかがか。

もう一つは、8)地域に寄り添う姿勢の希薄化についてである。一体、どのような内容をお聞きになりたかったのか、疑問を持った。

更に2ページの30)コロナ禍前後での教育相談等の件数の推移についてである。例えば、教育相談の件数は、コロナ禍前、コロナ禍後でどう違うかなどについては、まだ、統計が終わっていないし、統計の数字として表れたことを、どう捉えるのかなど、曖昧であり、質問内容がよく分からなかった。

もう一つ、3ページの最後のその他のところで、79)外国人児童生徒総数と就学先不明の児童生徒数について、80)就学先不明の外国人児童生徒に対する積極的な働きかけについて質問が出たようだが、どのようにお答えになったのか教えていただきたい。

少し戻るが、74)子供達に情報モラルを身に着けさせる取組については、非常に大きな課題であるので、質問にきちんとしたお答えができたのか気になった。

以上である。もし、何かお答えがあれば、うれしい。

副参事

それでは、お尋ねの2)学校における主権者教育の取組についてご説明する。

質問者の方からは、主権者教育というのは、単なる投票率を上げるなどといったものにこだわらず、世の中にある様々な課題に対して、いかに解決していくか、様々な意見が対立する中で、どのような解決を図っていくのかということ、自主的に、民主的に解決していくという学びだと考えて、質問があった。

学校で取り組んでいることとしては、例えば、小学校の社会科で、区市町村による公共施設の整備や租税の役割、中学校の社会で民主政治の来歴や推進の方法について、また、道徳においては、遵法精神、公德心、勤労、よりよい学校生活といったことをテーマにして、取り組んでいるということをご回答申し上げた。

以上である。

#### 教育振興部長

8) 地域に寄り添う姿勢の希薄化については、7) 地域、学校、保護者の三位一体のあり方に対する区の認識ということで、ご質問が始まり、結局、特に地域では、人との関わりが薄くなっている中で、学校でもそのような現象が起きているのではないかとのご心配のご質問であった。

私どもとしては、学校の課題というのは非常に広くて、防犯や様々な教育の中身のことも含めて、地域の皆様にご協力をいただけないと、学校教育もなかなか成り立たないため、地域の皆様といろいろな相談をしながら、学校教育を進めているとご説明をさせていただいた。

今回改訂をした教育大綱でも、教育委員会としては、地域との連携は非常に重く考えているので、そういった方向で取り組んだということをお答えさせていただいた。

#### 学校教育支援センター所長

2ページの30) コロナ禍前後での教育相談等の件数の推移についてであるが、これについては、直近の新聞報道で、子供がコロナ禍で相談がしにくくなっている、大人への相談ができないという内容の記事があり、それを捉まえてのご質問であった。

学校教育支援センターで把握をしている教育相談室の来室件数や、電話相談、スクールソーシャルワーカーなどの支援が入った数について、令和2年度のちょうどコロナ禍の件数についてお答えした。コロナ禍前後の比較では、教育相談自体の件数が増えている兆候があった。

令和2年度については、緊急事態宣言等で、外出制限などがかった関係で、件数自体は、一旦少なくなっていることと、今現在の状況としては、例年並みとなっていることをお答えしている。

質問であるが、30) から32) まだが一連のご質問であり、ご質問に立たれた議員ご自身は、大人が子供に声をかけることで、相談しやすくなるのではないかと、親が子供に声をかけることが大事なのではないかと、対話が必要なのではないかとのお考えの下で、ご質問をされたことであった。

以上である。

#### 坂口委員



分かった。ありがとう。

教育長

資料3ページの74)、79)の質問について説明をお願いします。

副参事

74) 子供達に情報モラルを身に着けさせる取組についてである。

各学校でタブレットPCの活用をしていたり、スマートフォンなどを子供達が持っている中で、情報モラルを身に着けさせることが必要であるということに対しての学校の取組についてである。

練馬区では、SNS練馬区ルールというリーフレットを作成して、子供たちが、それを開きながら、この中で学校ルールをつくったり、家庭ルールをつくったりといった取組をしている。

その内容としては、例えば、情報機器に依存しない適度な利用についてや、または著作権、肖像権に関わる個人情報の内容、コミュニケーショントラブル、SNSなどの利用で、子供たちが非常に拙い言葉のやり取りをする中で、様々なトラブルが起きているなど問題を抱えていることについてである。

または、利用する中で、犯罪に巻き込まれてしまっている、事件に巻き込まれてしまっているということも、実態としてあるので、そういったことのルールを意識づけながら、子供たち自身がルールづくりに取り組んでいき、また、その場合も、家庭や地域の方々とともに意見を交わしながら、作成していくという取組をしているとお話した。

以上である。

学務課長

それでは、私から、79) 外国人児童生徒総数と就学先不明の児童生徒数についてである。

ご質問をされた議員は、この夏に、新聞報道等で、外国籍の児童生徒でどこにも学びにつながっていない子供たちがいるという報道があったところから、問題点として挙げられ、このご質問をされた。

現在、練馬区において、外国人の児童生徒数はどれぐらいいるかについてと、そこから、就学先が不明の児童生徒数はどれぐらいいるのかということが、ご質問であった。

練馬区の教育委員会としては、外国籍の児童生徒は就学義務というものはないが、そうはいても、子供たちに学びの機会をしっかりと保障していくという姿勢の下、例えば、小学校や中学校の入学や転入してくるタイミングで、区立小中学校への入学意思を確認する通知を、1通ずつお出ししている。

また、こうした通知に返信のない方に対しては、就学先を確認する通知を、また改めて、別に定期的に発出するという取組をしている。

そうした中、本年5月現在であるが、住民登録をしている外国人の学齢期の児童生徒数については、区全体で912名である。

このうち、私どものほうで発出しているそうした通知に対して、何も返信のない方が、

約95名である。

80)の質問に関連してくるが、そういったやり取りをしている中で、もっと積極的に働きかけを行ってほしいという要望があった。

こちらについては、実は今年度から、これまで年2回だった発出通知を、6回に増やして対応しているということをお話した。

引き続き、外国籍の児童生徒たちにも積極的に働きかけていきたいと考えている。  
以上である。

坂口委員

ありがとう。

以上である。

教育長

ほかにあるか。

高柳委員、どうぞ。

高柳委員

大きく分けて、2つお願いします。

1ページの9)短縮授業により失われた授業時数の確保については、おそらく9月中のことだと思う。おそらく学校によって違い、様々な事例があると思うので、それを幾つか、分かる範囲で教えてほしい。

それからICT教育に関する質問の11)と16)で、タブレットパソコンの活用状況や効果については、今までも教育委員会で資料を頂いたり、また、広報等で知らされたり、教育だより4月号などに掲載されていたりして、細かなところは、今までも保護者や子供向けに周知していると思う。

今後の取組についてどう考え、どうお答えいただいたのか教えてほしい。

また、16)オンライン学習の課題およびその対策についても、どう考え、どうお答えいただいたのかを教えていただきたいと思う。よろしくお願いします。

副参事

まず、1つ目である。9)短縮授業により失われた授業時数の確保についてである。この質問については、9月の期間、午前中の短縮授業にしたことにより、およそ30時間、時数が失われていることに対して、どのように確保していくのかということをお尋ねいただいた。

これについては、各学校が、年度当初から、いわゆる文部科学省が示している年間の標準の授業時間数を上回る計画を出している。これを余剰時数というが、そのおよそ20時間近く確保しているものを利用することや、行事の準備時間を精選して、それを授業時間に充てる。または、もともと4時間授業、5時間授業に設定していたものを、6時間授業に拡張するという形で、失った時間を確保するとお答えをさせていただいた。

次に、11)タブレットパソコンの活用状況と効果および今後の取組についてである。このご質問に対しては、各教科の学習の中で、一人一人の考えを教師が把握したり、学級全体で共有することが容易になり、そのことにより、子供たちの考えに基づいた学習を広げたり、子供たち同士の協議を活発に進めることができるようになっている事例や、個別学習として、一人一人が学習進度に合わせたドリル的な学習を進めることができるようになったこと、また、外部の専門家とオンラインでつながり、話を聞いたり、質問をしたりすることができることをご紹介させていただいた。

今後の取組については、現在、各学校で取り組んでいる優れた取組を集約して、好事例集という形でまとめ、区内で共有し、全ての学校で、今後、効果的な取組ができるようにしていくということをお答えさせていただいた。

最後に、16) オンライン学習の課題およびその対策について、ご質問があった。こちらについては、授業の様子をライブ配信するということが考えられるが、こういった取組については、様々な課題があるのではないかと、そのことについて、区として、どのように取り組んで、考えているのかというご質問をいただいた。

回答としては、通常、教員が教室の中で授業を行っている際には、目の前にいる子供たちの表情や反応を見て、学習状況を確認しながら、学習展開を工夫したり、言葉かけをしており、子供たちが主体的に学習できるようにしている。

ところが、ライブ配信になると、そういった細かい配慮をすることが、なかなか難しい。映像を見ているだけの子供たちは、やはり集中力を持続することや、学習内容を理解することが、なかなか困難であるといった課題を申し上げた。

また、低学年の子供たちは、一人で自宅にいることは難しく、保護者のサポートが必要になるといったことも加えさせていただいた。

そこで、練馬区としては、9月の間は、一方的なライブ配信ではなく、放課後の時間を利用した双方向の学習支援、各種授業をするという形を取り、できる限り、子供の学習の状況や、または心の状況なども把握しながら、丁寧に対応させていただいたということを申し上げた。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかに教育費はよろしいか。

それでは、1ページから3ページまでを終了して、次に4ページから6ページまで、こども家庭部の所管予算であることも家庭費について、質疑があれば、願います。

高柳委員

5ページの37)についての質問である。アフターコロナを見据えた保育の向上に向けた取組についてであるが、向上とは、保育の何についてか。数か、それとも、質など、どういふことの向上に向けた取組というご質問であり、また、どのように、お答えをさ

れたのかを教えていただければと思う。

#### 保育課長

こちらの議員は、34)からの流れで、最後、まとめで、37)のご質問をいただいた。アフターコロナを見据えた保育の向上ということで、議員としては、現在、新型コロナウイルスの感染も少し落ち着いてきていることから、人的な配置や、財政支援などについて、今後の保育園の在り方について、今から少しでも検討を進めるべきではないかと、こうした問題意識で、まとめの質問でご質問いただいたものである。

お答えとしては、区では、これまで、例えば看護師の配置など、手厚い人的配置は既に行ってきたこと、また、給付費に関しても、独自の加算等を通じて、保育サービスの充実・向上に努めてきたので、これは、コロナ禍であろうが、コロナ禍ではなかろうが、こうした姿勢は変わらない。今後も引き続き、保育サービスの充実に努めていく旨をお答えした。

以上である。

#### 高柳委員

分かった。ありがとう。

#### 教育長

ほかにご質問はないか。  
仲山委員どうぞ。

#### 仲山委員

65)の質問についてである。66)の内容と似た質問かと思うが、65)の質問内容と回答について、少し詳しく教えていただけるか。

#### こども施策企画課長

65)については、子育て応援自販機の設置の捉え方についての要旨である。

状況をお話すると、国土交通省が政策誘導によって、道の駅を中心に子育て応援の重点箇所に指定し、おむつのばら売りや、24時間オープンなベビーコーナーや、いわゆる子育てに優しいスポットを設けるようにという話があり、全国の道の駅で、そういった取組が進んでいるという背景がある。

それと方向性を同一にするが、自治体においても、今年度あたりから、いわゆるおむつ自動販売機が、通常の飲料の自動販売機の一部のスペースで設置されており、例えば出かけて、外出先でおむつを持っていなかったり、忘れてしまったったりした場合に、ばら売りで買えるようになっている。そこでは、例えば、おむつ、液体ミルクなども、販売されている。

そういったおむつ自動販売機を、自治体でも設置する動きが出始めている。例えば、横浜市の鶴見区役所の1階でも、そういった自販機が、今年度4月から設置されていると伺っている。

そういったところから、子育てママの応援として、子育て応援自販機を設置する取組について、区はどう考えるのか、こういった捉え方についてのご質問をいただいた。

区としては、こういった子育て支援サービスのニーズに応えていくことが大前提として、重要であるということと、そういった乳幼児親子連れが訪れる施設に、おむつなどが購入できる自販機を設置することは、利用者にとっても、利便性の向上につながる方策とは認めている。

これは以下の67)までの回答にもつながってくるが、今後、区としては、導入自治体等の状況をきちんと調査をして、その上で、既存の飲料の自動販売機業者と調整しながら、検討をしていくという内容の答弁をさせていただいた。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。  
中田委員どうぞ。

中田委員

4ページの保育に関することの、31)、喀痰吸引を保育士が行うために必要な対応についての質問である。保育士は、喀痰吸引ができるような研修を受けるようにしているのか。

保育課長

こちらの質問は、医療的ケアに関する様々なご質問をいただいた中の一つである。

喀痰吸引であるが、実は平成24年に社会福祉法が改正されて、医療職でなくても、喀痰吸引ができるという規定になっている。実際に現場の保育士が喀痰吸引を行うには、2日間の座学の研修を、まず受けていただく。その上で、保育現場で看護師が行う実地の検診を受ければ、保育士が喀痰吸引をできるということになっている。

既に教育委員会でもご案内をしているが、医療的ケア児の優先選考ということで、来年度から8園で、さらに受入れを進める。そうした中、医療的ケア児を実際に預かっている園の皆さんに、こうした研修を受けてみたらいかかということ、私どもとしてもご案内をしたところ、現場から既に今年度中に受講したいという希望の声もいただいている。区民の皆さんが安心して医療的ケア児を預けられる体制を整えていくということをお答えさせていただいた。

以上である。

中田委員

今のご説明から、研修についてはこれから行い、今、希望者がいる状況ということでよろしいか。

保育課長

実際に医療的ケア児を受け入れる現場では、現在、看護師を配置して対応させていただいている。

加えて、区内の地域の訪問看護ステーションの方にも、一部、ご協力をいただいている。

この配置を行っているので、保育士が必ずしもやらなくてもよい状況ではあるが、例えば、発熱で、その看護師の方がお休みするといったリスクもあるので、保育士の方も、まさかのときに備えて、こうしたことができることが重要であると思っている。

年間4回、研修があり、12月までに、たしか3回目の研修が行われるので、そこに参加していただくという運びで、現在、進めているところである。

中田委員

分かった。ありがとう。

教育長

看護師は、0歳児保育を実施している保育園に配置されているのか。

保育課長

教育長がおっしゃるとおりである。区では、0歳児を預かっている園に対して、看護師の配置を行っている。

加えて、医療的ケア児を配置している園については、常勤または会計年度任用職員による看護師の配置を、さらにプラスで加算して行っている。

教育長

他にご質問がなければ、4ページから6ページまでのこども家庭費は終了する。

それでは、7ページ、8ページの全款補充質疑と補正予算について、ご質問があれば、願います。

仲山委員

7ページの18)と20)の質問についてである。この2つの質問内容と答弁について、詳しく教えてほしい。

保健給食課長

まず、18)学校給食での区内農産物の活用の進展についてである。従前から、学校給食において、練馬区産の、主に野菜を使うようにということが言われている。私どもとしては、おおむね年間180回程度の給食のうち、3分の1程度では、何らかの形で、区内産の野菜を使用している実績がある。

これに加えて、区のほうで一括購入したものを、一斉に学校給食で使用するというような機会が、年に3回ほどある。使うものは、練馬大根や、キャベツだが、こういった機会がある。

また、学校ごとに、地元の農家の方とお付き合いをしており、現在98校のうち27校でそういった形で納入した野菜を使うということも試みを行っている。

こうしたものについては、全ての学校で、こうしたことができるように進展をさせてはどうかというような趣旨で、議員からご質問があった。

こちらに関しては、学校と農家の方の組合せといったものは、個別に対応させていただいているということをお答えした。

また、活用に対する認識ということで、教育長からもお答えいただいたが、地場産の野菜の使用については、食育という観点からも、こうした形で、顔の見える関係で、近所の農家の方がつくっていただいたものを食するというのを周知して、そうした地元の産業、あるいは、顔の見える関係の中での地域との触れ合いということを進めるためにも、今後も進展をさせていくとお答えをした。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

私も答弁させてもらったので追加でご説明させていただく。

食育基本法ができ、それは、知育、徳育、体育の基本となるものだと言われている。

食育というのは、ただ調理して、食べるだけではなくて、例えば、その食材とは、どういう歴史でできているものなのかということや、食文化や、風習、そういうものを合わせて、食育というものである。

先ほど保健給食課長が答弁したように、キャベツを年2回、大根を1回使って、一斉に学校給食で使用するということを行っており、更に日々の給食においては、地元の野菜等を使って、各校で使っているが、それ以外に、学校農園という農園がある。

独自に持っているのが8校、学校の校庭の中に農園があるのが、相当数ある。そういうところの畑を耕したり、栽培から収穫までを一連でやったり、また、学校の中に学校農園がなくても、保育園、特に幼稚園であるが、地元の農家にお邪魔して、トウモロコシを取ったり、芋掘りをしたりということをやっている。

そういった全ての活動が食育であって、そういった意味の象徴的な例が、地元の農産物等を使った給食であるということで、今後とも、できる限り展開をしていくとお答えさせていただいた。

仲山委員

子供たちが給食で食べるときに、例えば、今日のこのキャベツは、どこのキャベツであるといった情報というのは、伝えるのか。

保健給食課長

実際にその献立を出したときに、例えば、昼休みによくある放送で、栄養士などが、今

日の献立で使っているキャベツや、あるいは特定の野菜については、ご近所のどちらの農園で作ったものであるなど、そういったことをお伝えすることがある。

また、毎月、発行している給食だよりの中で、献立をお知らせすると同時に、この日には一斉給食で、これを食べるとか、どこの農家の方が作ったものを使うということを、可能な限りお伝えするという形で努めている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

坂口委員

今の話で、よろしいか。

教育長

坂口委員どうぞ。

坂口委員

今お話があった、どこの農地でできたということについてだが、子供たちは、通学で、その農地を通るわけである。

今は学校を訪問することも難しいが、昔は、生産者は、この人が作っているキャベツだとか、こうやって苦労してできたという話を、顔を見せて、教室でお話していた。通学路で通る子供たちが、学校の給食を作っている人だということでご挨拶ができる。

それこそ、先ほどの地域と学校が希薄であるという話があるが、私は、できるだけ生産者の顔が分かるように、お名前だけではなくて、本当に地域でこつこつと畑をやってくくださる方のお顔を、子供たちが知る機会があったらよいと思う。

それこそ、タブレットでもいい、オンラインでもいいと思う。時には、先生たちが、収穫の様子をDVDに残して、見せるなど、それをつなぐ方法は幾つでもあると思う。そのため、私は、前にもそういったお話をしたことがある。

私は、作る側の方のお話を伺う機会があるが、さっと持って行って、それで終わりであるという寂しいお声を聞いたので、今のご発言をぜひ覚えていて、また、そういう機会ができる時代になればいいと思っている。

教育長

新型コロナウイルス感染症の影響により行えていないが、出前教育委員会といって、年に三、四回、学校を会場として、教育委員会を行っていることがあり、そのときに、給食に、子供たちと一緒に、私も含めて、教育委員の皆様が入って、試食するという機会があった。

仲山委員は、6月に就任されたばかりで、中田委員は、去年、ご就任されたが、新型コロナウイルスの影響で、その間は出前教育委員会を行えていない。

平常時に戻れば、年間、何回かの出前教育委員会があり、その際に、給食の際には、こ



ういう食材等を使っているという紹介もあり、実際、召し上がることもできる。

今、坂口委員もおっしゃったように、しばらく学校を訪問できていないのは、なかなか残念なところだが、必ず給食の食材等の内容については、子供たちにも伝達がされるようになっている。

ほかにご質問はあるか。

高柳委員

8ページの48) 緊急事態宣言解除後の修学旅行および移動教室の実施予定についてお伺いしたい。

修学旅行について、中学校によっては、中止と決められた学校はあるのか。もし、あるとすれば、去年のようにその代替は何か考えられているのか。

移動教室については、6年生は1泊2日で始まり、今後、順調にできればよいと思っている。

5年生は中止ということで、これについては、予算のこともあるので、日帰りなど、何か代替のことを考えられているのかどうか教えてほしい。

保健給食課長

まず、修学旅行についてであるが、9月一杯は、緊急事態宣言があり、実施を見送っていたが、10月1日からは、既に10月1日に出発した学校もあり、10月中に、5つの学校が既に実施している。さらに、年内で、もう2つの学校が実施するというのである。年明けに、14校が実施することが決定している。

お尋ねがあった、全く代替をしないという中止という学校については、今のところは、まだ調整中である。中には旅行会社と相談をしている最中で、行き先や、泊まる泊数について、調整している学校もある。その最終的な結論については、もう少ししばらくしてから分かる。

基本的には、修学旅行を延期しても、何らかの形で、生徒たちが共通の体験をするという校外学習を設定してほしいと、学校には要請をしているため、そのように考え、調整していただいていると考えている。

また、小学校の移動教室であるが、お話のとおり、6年生については、1泊で、現在、実施している最中である。

5年生については、残念ながら、中止とさせていただいたが、昨年の一斉に中止してしまったときのように、代替の授業を私どものほうで考えるということは、現在のところ、考えていないので、それぞれの学校の中で、日帰りであるとか、そういったものも含めて、代替のものを検討していただいている状況である。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

それでは、資料2についてはこれで終了とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に、報告の②番の説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

教えていただきたいのだが、学童クラブとねりっこクラブの違いについて、どういう子供を受け入れるかについては分かったが、内容としては、どう違うのか。

子育て支援課長

ねりっこクラブは、内訳としては、ねりっこ学童クラブと、ねりっこひろばの2つを合わせて、ねりっこクラブという総称になっている。

委託の学童クラブは、まだ学童クラブだけであるので、今、練馬区としては、校内の委託の学童クラブの場合には、この学童クラブに併せて、ひろばのほうも運営していただいて、ねりっこクラブにすることを目指している。

ただ、学校外の学童クラブがあるので、児童館や地区区民館あるいは単独の学童クラブは、ねりっこという形ではなく、単独で学童クラブで残っていく。

以上である。

仲山委員

どうもありがとうございます。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、報告は以上である。

その他は報告は何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

各委員の皆さんから、何かあるか。よろしいか。  
それでは以上をもって、第20回教育委員会定例会を終了する。